

令和8年度より新たに新設されました

認定生活困窮者就労訓練事業所 厚生労働大臣表彰

【表彰の候補事業所を募集しております！】

本表彰は、日頃より積極的に生活困窮者を受け入れ、認定就労訓練事業を実施するだけでなく、当事者に合った業務を既存の業務から切り出すなど、事業所全体の効率性や生産性も上がる等創意工夫を行っている事業所について表彰を行います。

(1)推薦について:締切 令和8年10月15日(木)

認定を行っている都道府県、指定都市、中核市のご担当者に表彰の候補事業所がある旨、ご相談ください。推薦書を作成の上、都道府県、指定都市、中核市から厚生労働省に締切日までに推薦書を送付いただきます。

※表彰要領と推薦書を参考までに添付しております。

(2)表彰について:令和8年11月7日(土)

【第13回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 開催概要】

○表彰式実施日時:令和8年11月7日(土)13:15頃より実施(予定)

○会場:千葉市民会館大ホール (千葉県千葉市中央区要町1-1)

※選考委員会を経て大臣表彰が決定した際には、ご都合が合いましたら、表彰式にご登壇いただく予定です。

(3)選定基準

表彰を受ける候補事業所は、次のいずれにも該当する事業所といたします。

- ア 認定就労訓練事業所の認定を受けているもの。
- イ 生活困窮者の状況や背景を理解し、積極的に訓練の受入れを実施していること。
- ウ 認定就労訓練事業の趣旨を理解し、職場の環境調整と生活困窮者への配慮を行い、良好な職場環境づくりや事業活動を行っていること。
- エ その他、候補事業所独自の創意工夫を取り入れながら、働きづらさを抱える生活困窮者を支える仕組みを検討していること。
- オ 過去において当該事業所の業務に関する法令に違反して処分を受けたことのない者であること。
- カ 過去において、認定就労訓練事業所大臣表彰を受けたことのない者であること。

※推薦いただいた事業所は選考委員会を経て被表彰事業所として決定されます。

(表彰制度新設の背景)

認定就労訓練事業は、制度施行時より受入事業所の皆様の自主事業として運営されており、生活困窮者自立支援制度の中でも、特徴のある事業となっております。そして、「いわゆる中間的就労」という名称となっているように、非雇用型から雇用型まで当事者の状況に合わせて柔軟な働き方を可能としていることも大きな特徴となっております。

また、受入事業所は、当事者の得意なことや苦手なことを把握して業務を整理・分解しながら訓練メニューを独自に作るなど、創意工夫をしながら受入れを行っています。

こうした独自の工夫を行いながら当事者を職場に受け入れ、ともに働いている事業所の皆様に対して表彰と感謝の意をお伝えするとともに、それぞれの事業所で工夫されていることを全国にお伝えすることで、認定就労訓練事業の更なる普及・促進を図るため、この度「認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰」を新設しました。

認定就労訓練事業は、就職氷河期世代等支援プログラムのひとつにもなっており、当事者の皆様のみならず、支援員の皆様、事業所の皆様にも幅広く知っていただきたく周知活動を進めていく予定です

就労支援において地域の法人の皆様とのつながりを作ることは「地域づくり」につながる大切な支援のひとつとなっております。また、当事者に合わせた個別性の高い支援プログラムの作成や企業開拓は実効性の高い支援でもあります。ぜひ、この機会に改めて認定就労訓練事業について理解を深めていただければ幸いです。

※就労準備支援事業ご担当者等、支援員の皆様にもご周知をお願いします！

(連絡先)

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 前川・高橋・鈴木

電話 03-5253-1111(内線2216、2876) 夜間 03-6812-7848

メールアドレス jiritsu-model@mhlw.go.jp